

第三十六号議案

江戸川区自動車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区自動車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自動車駐車場条例（平成十年十二月江戸川区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「区長が」を「江戸川区長（以下「区長」という。）が」に改める。

第六条中「、一時間」を「一時間」に、「、一月」を「一月」に、「二万五百七十円」を「二万九百五十円」に改める。

第十二条第一号及び第二号中「とき。」を「場合」に改め、同条第三号中「前二号のほか」を「前二号に掲げるものほか」に、「とき。」を「場合」に改める。

第十四条第二号中「規定」を「規程」に改め、同条第三号中「前二号のほか」を「前二号に掲げるものほか」に改める。

第十六条の二第一項第五号中「その他」を「前各号に掲げるものほか、」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第六条の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に既に定期駐車券利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、利用料金の額に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。